

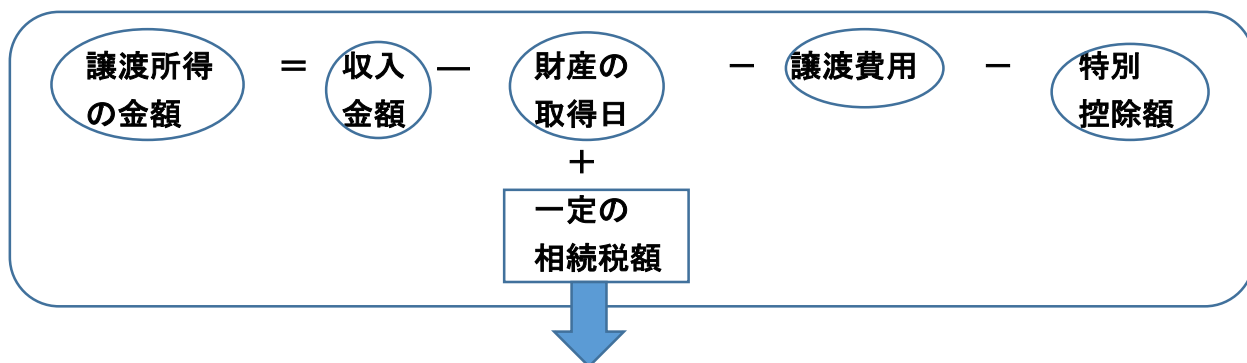
☆ 知って得する情報(第 30 回)

： 相続をした財産を売った場合は譲渡所得の特例があるの？ ・ ・

・ ポイント

相続税の申告期限の翌日から 3 年以内（死亡の日から 3 年 10 か月以内）に相続財産を売った場合には、一定の相続税相当額がその財産の譲渡所得の金額の計算上、その売った財産の取得日に加算され控除されます。平成 27 年 1 月以後の相続又は遺贈からは、土地等を譲渡した場合の計算が改正されていますのでご注意ください。

： 相続財産を一定期間内に売った場合の譲渡所得の計算は？



加算される「一定の相続税額」は、「収入金額 - (財産の取得日 + 譲渡費用)」の金額が限度です。この金額がマイナスになる場合は、加算される金額はありません。

： 『取得日』に加算される相続税額の計算は？

(1) 平成 27 年 1 月 1 日以降に開始した相続又は遺贈により取得した財産を譲渡した場合

$$\text{その人の相続税額} \times \frac{\text{その人が譲渡した財産の課税価格}}{\text{その人が相続したすべての財産の課税価格} + \text{その人の債務控除額}} = \text{取得日に加算される相続税額}$$

(2) 平成 26 年 12 月 31 日までに開始した相続又は遺贈により取得した財産を譲渡した場合、譲渡した資産が土地等である場合

$$\text{その人の相続税額} \times \frac{\text{その人が相続により取得した土地の課税価格}}{\text{その人が相続したすべての財産の課税価格} + \text{その人の債務控除額}} = \text{取得日に加算される相続税額}$$

* 譲渡した土地等のほか、譲渡しなかった土地等も含めます。
また、物納した土地等や物納申請中の土地等は除きます。

ロ、譲渡した資産が土地等以外の者である場合

上記 (1) の計算による

木曾岬町商工会 石 崎